

(仮 訳)

プレス・リリース

2015 年 7 月 1 日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会による CVA リスクの枠組みの見直しに関する
市中協議文書の公表**

バーゼル銀行監督委員会(以下、バーゼル委)は、本日、CVA(Credit Valuation Adjustment)リスクの枠組みの見直しに関する市中協議文書を公表しました。本見直しにおいて、バーゼル委の目的は、(1)CVA リスクのすべての重要な変動要因と CVA ヘッジがバーゼル委の自己資本比率規制においてカバーされること、(2)自己資本比率規制を、様々な会計基準の下で採用されている CVA の公正価値測定と一致させること、(3)バーゼル委の『トレーディング勘定の抜本的見直し』の下でのマーケット・リスクの枠組みに対する見直しの提案と整合性を確保することにあります。

バーゼルⅢの枠組みは、既に CVA リスクの取扱いを定めています。同枠組みでは、取引相手方の信用状態の悪化によって銀行が直面する潜在的な時価損失を捕捉するための最低資本賦課が定められています。この自己資本比率規制における取扱いは、クレジット・スプレッドの変化によって生じる CVA のあらゆる変動に対応していますが、マーケット・リスク・ファクターの日々の変化(すなわち会計上のエクスポージャーの変動)によって生じる CVA の変動を考慮していません。

今回の市中協議文書は、CVA のうち、マーケット・リスク・ファクターの変動によるエクスポージャーの変動要因を、それに関連するヘッジとともに考慮した CVA リスクの枠組みを想定しています。CVA リスクに対する規制上の資本賦課は、銀行及び法域間のリスクアセツト計算あるいは依然として存在する財務報告上の乖離による潜在的なバラつきを抑制することを意図した制約に従って、銀行が会計上の CVA を決定するにあたって使用するエクspoージャー・モデルに基づくものとなるでしょう。

バーゼル委は、国際的に活動する多くの銀行において、会計上の CVA は、損益勘定を通じて公正価値評価され、トレーディング勘定で保有する商品と同じリスク・ファクターに対して感応的であるものと認識しています。したがって、本市中協議文書は、バーゼル委の『トレーディング勘定の抜本的見直し』の下で提案されているマーケット・リスクの枠組みと適合した、CVA リスクに対する内部モデル・アプローチと標準的アプローチを提案しています。また、トレーディング業務の性質上、多くのマーケット・リスク・ファクターに対する CVA のリスク感応度を定期的に計算する傾向が少ない銀行に対しては、CVA リスクに対する基礎的アプローチが提案されています。

本市中協議文書に対するコメントは、2015 年 10 月 1 日(木)までに国際決済銀行のウェブサイトにお寄せ(アップロード)ください。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に非公開を望まない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表されます。